

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		平成30年第4回教育委員会定例会
開 催 日 時		平成30年4月24日(火) 午前 9時30分から 午前11時30分まで
開 催 場 所		福津市役所 別館1階 大ホールA、B
委 員 名		(1) 出席委員 柴田教育長、半澤委員、藤井委員、青木委員 下山委員 (2) 欠席委員 なし
所 管 課 職 員 職 氏 名		溝辺教育部長、増田教育総務課長、神山学校教育課長、八尋郷育推進課長、花田文化財課長、森指導主事兼教育指導係長、永松主幹兼指導主事、笹田総務企画係長
会 議	議 題 (内 容)	・議案第13号福津市教育懇話会委員の委嘱について ・議案第14号福津市学校運営協議会委員の任命について ・議案第15号福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについて ・報告 ・その他
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非 公 開 の 理 由	
	傍 聴 者 の 数	1 人
	資 料 の 名 称	
会 議 録 の 作 成 方 針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
会 議 録 署 名 委 員		柴田教育長
		青木委員

その他の必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1 日程第1 開会の宣言 笹田係長：皆さん、おはようございます。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 1つ目なんですけれども、第4回の福津市教育委員会定例会の次第、左側にクリップでとめたものです。次に右肩に資料2-1と書きました、これも左側にクリップどめをしたものです。3つ目が地域学校協働推進委員の委嘱のための参考手引きということで、ホチキスで左側をとめたものです。最後に平成30年度児童生徒数基準日時点の1枚ものの資料です。おそろいでしょうか。 では、よろしくお願いいたします。 柴田教育長：それでは、開会前ではございますけども、本日の会議は1名の方から傍聴の申し出が来ております。本教育委員会の会議規則第13条で会議は公開すると規定しておりますので、傍聴人規則第2条に基づきまして、会議の傍聴については許可したいと思っていますので、よろしくお願いします。 それでは、事務局、よろしくお願いします。 皆さん、おはようございます。改めまして、本教育委員会構成員数5名中、ただいまの出席委員は5名です。定足数に達して委員会は成立しましたので、平成30年度第4回福津市教育委員会の定例会を開会いたしたいと思います。 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。 2 日程第2 会議録署名委員の指名について 柴田教育長：日程の第2、会議録署名委員の指名について。会議録署名委員の指名は、本教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は、本日は私、柴田と青木委員で確認、署名することいたします。よろしくお願いいたします。 3 日程第3 議案第13号 福津市教育懇話会委員の嘱託について 柴田教育長：直ちに会議に、議事を進めていきたいと思っています。日程の第3、議案第13号、福津市教育懇話会委員の委嘱について。これを議題といたします。事務局より提案理由を求めます。増田教育総務課長お願いします。	

増田課長：おはようございます。失礼します。

1 ページをお願いいたします。議案第 13 号、福津市教育懇話会委員の委嘱についてでございます。

提案理由といたしまして、福津市教育懇話会規則第 3 条に規定する教育懇話会委員を別紙記載の者に委嘱し、福津市教育総合計画に盛り込まれた教育施策を点検及び評価等を行っていただきたいというものでございます。

ここに書いておりますように、教育懇話会と申しますのは、福津市教育総合計画の点検、評価であったり、あるいは教育委員会の諮問に応じまして、いろいろな教育構想における内容、あるいはその具体的な施策について調査及び審議する機関でございます。

前任の任期が平成 30 年 3 月 31 日で切れておりまして、改選するものでございます。

下段のほうに参考といたしまして、懇話会の規則を抜粋してものがございます。その中の第 3 条に、懇話会は、委員 10 人以内をもって組織するというふうに規定されております。委員は、学識経験のある者、教育関係団体の代表者など第 3 条第 2 項に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱するというふうになっておりますので、今回の議案として提出させていただいたところでございます。

また、第 4 条に委員の任期は 2 年以内とするということにさせていただきますいております。

2 ページのほうに委員の名簿をつけさせていただいておりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。教育懇話会の平成 30 年 5 月 22 日から 32 年 3 月 31 日までの任期です。懇話会委員の委員の提案でございます。2 ページに新しい委員名簿を添付しております。学識経験者、学校長代表、社会教育関係者、保護者代表、市民代表（公募）、そして児童福祉関係者代表です。10 人以内ということで 9 名の提案がされています。

本件に対する質疑を受けます。ありませんか。

よろしいですか。

ないようですので、質疑を終結します。これより議案第 13 号を採決いたします。議案第 13 号、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

（全員賛成）

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、議案第 13 号、福津市教育懇話会委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

4 日程第4 議案第14号福津市学校運営協議会委員の任命について

柴田教育長：それでは、日程の第4、議案14号、福津市学校運営協議会委員の任命について。これを議題といたします。

事務局、提案理由の説明をお願いします。神山学校教育課長、お願いします。

神山課長：議案第14号、学校運営協議会委員の任命について御説明をいたします。

提案理由でございます。福津市学校運営協議会規則第5条の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

参考といたしまして、福津市学校運営協議会規則抜粋をつけさせていただきます。

委員の任命につきましては、教育委員会が任命するように第5条のほうで規定をされております。協議会の委員は、次の各号に掲げる者についてということで、1号から7号まで委員の委嘱につきましては、定めております。

委員の身分につきましては、特別職の地方公務員の身分を有する者でございます。

委員の定数につきましては、各協議会につきまして15人以内で、対象学校の校長と協議して定めることということになっております。また、男女のいずれか一方の委員の数は10分の3未満であってはならないという規定をしております。

任期につきましては、第6条で定めてございますとおり、当該年度の末日までということで、平成30年度の委員ということになります。

対象学校の各協議会の委員名簿につきましては、4ページ以降につけさせていただきます。修正がございますので、申し上げます。第3号委員の明記がされていないところがございまして、その訂正でございます。よろしくお願いいたします。4ページ、神興小学校、中ほどの2号の委員さん、藤島史子さん、これを3号の委員ということでお願いいたします。それから、6ページでございます。福間南小学校、一番上の方ですね。1号の委員さんの平畑正城さん、こちらの方を3号でお願いいたします。それから下段の津屋崎小学校、保護者の方の2名の方です。2号の委員さん、西山留美さん、大野知里さんを3号の委員ということでお願いいたします。

以上でございますが、あと各学校におきまして空欄の委員さんがございます。そこの委員につきましては、後日決まり次第、また御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、各対象学校、各協議会の第1回目会議の中で委嘱状の

交付を予定させていただいております。

以上でございます。

柴田教育長：コミュニティ・スクールに伴う学校運営協議会委員の各小・中学校の新委員さんの名簿でございます。規則第5条第1項第1号から7号までに該当する人、そして男女どちらかが10分の3未満ではあってはならないという規定となっております。

神山課長：教育長、申しわけございません。訂正漏れがございます。よろしいでしょうか。

柴田教育長：どうぞ。

神山課長：申しわけございません。もう一度お願いいたします。

7ページ、福間中学校の委員でございます。まだ未定でございますが、お二人目の地域住民の方、1号の委員で選ぶ予定にしておりましたところ、3号の委員でお願いいたします。それから、8ページ、下段の津屋崎中学校の中段のところの1号の委員さん、角信喜さんと花田直子さん、1号の委員になっておりますが、3号の委員ということでお願いしたいというふうに思っております。

申しわけございません。以上でございます。

柴田教育長：訂正よろしいですか。そうすると、福間中と福間東中学校は再提案されるということですね。まだ全員が確定していないということで。福間中と福間東中以外の学校運営協議会委員さんの提案ということで、受けとめてよろしいですか。

増田課長：神興東も再提案します。

柴田教育長：神興東ですか。

神山課長：神興東も再提案いたします。5ページです。

柴田教育長：あ、そうですね。

神山課長：郷づくり推進協議会のほうから選びますけれども、まだ決まってらっしゃらない方がいます。

柴田教育長：確定していないということですね。

じゃあ、今の3小・中学校以外、7小・中学校の学校運営協議会の協議会委員さんの提案ということで。

何か御質問ありませんか。よろしいですか。

藤井委員どうぞ。

藤井委員：ここの福間南小と福間中学校で同じ方が入っておられるんですけど、これは問題ないんですか。特に理由があるのかそうではないのか疑問に思いました。

柴田教育長：小・中学校、2校にまたがってというのは可能かという質問ですね。

藤井委員：はい。

神山課長：委員の委嘱については、学校長のほうから推薦をしていただいておりますので、同じ方が小学校、中学校というのを兼ねていただいても、これはもちろん構わないということでございます。

柴田教育長：規則には特に縛りが無いということですね。例えば神興東小学校の伊藤克治さんは去年、確か福間東中とまたがってませんでしたか。違いましたか。

増田課長：はい。またがってます。

柴田教育長：そうですね。

増田課長：はい。

柴田教育長：福間東中では学識経験者として。神興東小では保護者としてというふうになってます。

では他に質問がないようなので質疑を終結しまして、第14号議案の採決をいたします。原案どおり決定することについて、賛成の方挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成であります。したがって、日程第4の議案第14号、福津市学校運営協議会委員の任命については、原案のとおり可決いたします。

残りの3校については再提案をさせていただくということでございます。

5 日程第5 議案第15号福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについて

柴田教育長：それでは、日程第5、議案第15号、福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を制定することについて。これを議題といたします。

事務局に提案理由を求めます。神山課長、よろしくお願いします。

神山課長：引き続きまして、議案第15号、福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めることについて、提案内容の説明をさせていただきます。

福津市地域学校協働活動推進員設置要綱につきましては、平成29年3月31日公布、平成29年4月1日施行の改正社会教育法第9条の7第1項の規定に基づき定めるものでございます。

今回の社会教育法の改正により、地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携協働して行うさまざまな活動、これを地域学校協働活動というふうに定義されておりますが、これを推進していくために地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定の整備が行われたというところでございます。地域学校協働活動を推進していくためには、地域学校協働活動推進員の配置の促進が必要不可欠というふうにされております。これに基づき

まして、福津市におきましても福津市地域学校協働活動推進員設置要綱を定めるものでございます。

資料の２ページ、配付させていただいております、この参考手引きが非常にわかりやすく書いてございますので、資料の２ページをお開きください。

そのほうに四角囲みで社会教育法の改正で追加されました９条の７についてが記載されております。社会教育法第９条の７第１項のほうに、教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから地域学校協働活動推進員を委嘱することができるという規定になっております。

今回の社会教育法の改正によりまして、従来の地域コーディネーターの方であったり、地域コーディネーター間の連絡調整を行う統括的なコーディネーターを新たに地域学校協働活動推進員として教育委員会が委嘱するということが可能になっております。

また、法律に位置づけられた存在として地域学校協働活動の推進にかかわっていただけるようになりましたということで、９条の７というのが追加をされております。

また、第２項におきましては、地域学校協働活動推進員の活動の役割が明記をされております。地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の両方の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行うというふうに明記をされております。期待をされる役割等につきましては、下のほうに列記をされているような役割というのが考えられるということでお示しがされてあるところでございます。

それでは、議案書のほうに戻りまして１０ページを、お願いいたします。

福津市地域学校協働活動推進員設置要綱の案でございます。第１条につきましては、趣旨を明記をさせていただいております。社会教育法第９条の７第１項に基づき、必要な事項を定めるものということでございます。

設置につきましては、第２条の中で、福津市立の各小・中学校区に推進員を置くことができるというような設置規定にさせていただいております。

３条、定数でございますが、推進員の数につきましては、地域の実情を考慮の上、各学校区に２名程度、原則ということで定めをさせていただいております。方向といたしましては、３名程度というのが適当ではないのかなというようなことで、原則ということ明記をさせていただいております。ただし、先

ほどもにもありましたけれども、各学校同一の推進員が中学校、小学校で複数の学校区を担当することを妨げないという規定を設けております。

資格及び委嘱につきましては、第4条のほうで規定をさせていただきます。

第5条につきましては、委嘱期間及び解職の規定でございます。委嘱期間につきましては、各年度、委嘱を受けた日からその日が属する年度の末日ということで、各年度単位での委嘱ということになります。

職務につきましては、第6条のほうで定めをさせていただきます。福津市におきます推進員さんの職務につきましては、（1）地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画及び立案に関する事。 （2）学校運営協議会、関係機関・団体等の連携調整に関する事。 （3）地域ボランティアの募集及び確保に関する事。 （4）地域住民等への情報提供、助言及び活動促進に関する事。 （5）その他地域学校協働活動の推進に必要な事項に関する事。 ということで、具体的に明記をさせていただきます。

ここでもう一度、資料の9ページをお願いいたします。こちらの資料です。こちらのほうに、いわゆる地域の体制の関係図が載っていると思います。コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度等との関係性です。中段の真ん中のほうに地域学校協働活動推進員という方のイメージ図が示されておりますが、そこで、この図の中で見ていただけますように、学校運営協議会、あるいは地域協働活動推進員の方の役割等の地域全体の中での推進員さんのポジションというのが大方このイメージ図の中で全体のイメージが御理解いただけるかというふうに思っております。地域活動推進員さんが学校運営協議会のほうにもかかわっていただき、地域の方との中継ぎ役というか連携、調整役になっていただけるというようなイメージ図が示されております。

それでは、もう一度申しわけございませんが、議案のほうの11ページ、第7条の方では、推進員協議会のことを明記をさせていただきます。教育委員会が必要に応じて推進員協議会を開催することができるというような規定でございます。

それから、第8条では、推進員さんの活動報告について明記をさせていただきます。年度が終わりました翌月の5日までに教育委員会に活動の報告をしていただくものでございます。この様式につきましては、12ページに様式第1号ということでお示しをさせていただきます。

第9条では推進員の服務について書いております。

第10条では秘密の保持。

第11条では事務局は教育部学校教育課において処理すると

いうこと。

第12条では報償等でございます。推進員の活動に対する謝礼、その他の経費については別途定めるということでございます。本年度につきましては、地域コーディネーターさんの協力者謝金ということで、昨年と同様ということで、現状としては地域コーディネーター謝金を予算提示をさせていただいております。1時間単価が1,480円ということで、一応予算の計上はさせていただいております。

この最後に雑則でございます、第13条、この告示に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項を教育委員会が別に定めるということを雑則で定めています。附則でございますがこの告示は公布の日から施行するということで、本日の委員会のほうで御審議、可決いただきましたら、早速公布をさせていただいて、この要綱に基づいた推進員の配置をさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、今年度の地域協働活動推進員の委嘱につきましては、この要綱の周知を踏まえまして、これまで既に地域コーディネーターとして活躍されていらっしゃる方がある場合は、まずその方への委嘱を大前提に行うという予定にさせていただいております。

それから最後、13ページ、14ページにつきましては、校長からの推薦書並びに選任通知書の参考例ということでお示しをさせていただいております。

以上でございます。

柴田教育長：ただいまの議案第14号、本市の地域学校協働活動推進員設置に関してです。本委員会で承認を受ければ直ちに公布をして、コミュニティ・スクールいわゆる発展に寄与していただくということで、学校と地域をつなぎ合い、全て子どもたち、地域の活性化のために一役買っていただく方を御推薦したいということで進めております。何か御質問等ありましたらどうぞ。

下山委員お願いします。

下山委員：「推進員＝地域コーディネーター」というふうに捉えて構わないんですね。

それで、勝浦小校区なんかは熱心に盛んにされてると思いますが、それ以外でまだ地域コーディネーターとか決まってないところというのは、何校ぐらいあるのかなと思ひまして、それをちょっとお聞きしたいです。

柴田教育長：3校決まってませんでしたよね。増田課長。

増田課長：平成29年度時点では、福間南小と神興小と福間中がコーディネーターが配置されていませんでした。しかし、30年度になりまして、福間南小は決まったという話を聞いてます。福間中と神興小はちょっとまだ私の耳に入っていないんですけども、10校とも、やる方向で学校のほうが探してるというふうに聞いて

ています。

柴田教育長：昨年度の時点では、神興小と福間南小と福間中が地域コーディネーターが決まっておりました。そして現在はそういった状況のようです。

下山委員どうぞ。

下山委員：せっかくコミュニティ・スクールを推進しながら発展、充実期を迎えるという、10年以上たった中で、さらに深めていくためには地域コーディネーターの力は物すごく必要だと私は思います。昨年の津屋崎中学校区の発表会でも、やはり地域コーディネーター、特に勝浦地区の活動の幅の広さが、非常にほかの学校または校区にも生かせるのではないかなというふうな気がしたんですね。ですから、そういった進めている地域のモデルをやっぱり活用して、福津市内の子供たちをみんな同じような状況に早くしてもらいたいなという、そういう気持ちがありますので、ぜひ、その辺の推進をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

柴田教育長：御意見としてですね。

下山委員：はい。

柴田教育長：下山委員から極めて建設的な御意見をいただきましたので、また次回の委員会で報告できるようにしたいと思っております。どこの学校も肅々とコーディネーター、学校協働活動推進員さんを選任されてるというふうに私としては伺っています。

神山課長どうぞ。

神山課長：加えまして、先ほどの決まっていない学校はどこでしょうかということの御質問の回答になるかどうかわかりませんが、先ほど御提案させていただきました学校運営協議会の委員さんの名簿の中で地域コーディネーターと、職名の中で、でてこない学校が基本的にはまだ地域コーディネーターの選出ができてない、あるいは今、検討中であるというような学校かというふうに現状では思っております。したがって、神興小学校のほうでは地域担当のPTAの方、地域連携担当の方が入っていただいております。その方が地域コーディネーターの役割をされるのかなというようにあるかと思いますが、地域コーディネーターという名称が入っていないのが神興小学校、福間南小学校、津屋崎小学校、それから福間中学校、ここは3校の委員さんが検討中であるというところだろうというふうに推測をされます。それから、津屋崎中学校というところが地域コーディネーターという方の方の職名で名簿のほうに上がってきておりませんので、そこが検討中ということになるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

柴田教育長：また新たに職名等が決まりましたら、再度委員会のほうに報

告、提案をお願いしたいと思っております。

それじゃあ、議案第15号の採決をとらせていただいてよろしいですか。

地域学校協働活動推進員設置要綱を制定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成でありますので、原案のとおり可決ということでございます。職名については、また追加の報告をよろしくお願いいたします。

神山課長： はい。ありがとうございます。

6 日程第6 協議事項

柴田教育長： それでは、日程の第6協議を行います。

協議事項の第1、福津市民生委員推薦会委員の選任についてでございます。

事務局より協議理由の説明を求めます。

増田教育総務課長。

増田課長： 福津市民生委員推薦会委員の選任についてでございます。15ページ、16ページをお開きいただきたいというふうに思います。

民生委員さん、もちろん皆さんご存知だと思いますけれども、主に福祉に関する相談等に応じていただくなど、社会福祉の増進に努めていただいております、この民生委員さんが福津市に86名おられるということでございます。政令の中で、この民生委員推薦会というのが定められておりまして、それに基づいた市の規則によって推薦依頼がこの15ページ、16ページとしているところでございます。

この推薦会の役割といたしましては、各地区から民生委員の候補者といいますか、上がってきた方々に対しまして、この推薦会で推薦するというもので、年2回程度の推薦会の開催を予定されておるというところでございます。

この市の推薦会規則の第3条の第1項、推薦会の組織というところの第4号委員として教育に関係のある者ということで選任依頼が来ているところでございます。

委員の任期は3年でございます、笠置委員の任期が平成30年4月30日まででございました。笠置委員の教育委員としての任期が平成30年の4月6日まででございましたので、したがって、残りの任期といいますか、平成30年4月7日から平成30年4月30日まで、これは15ページになるんですけども、これを藤井委員に選任をお願いしたいというふうに考えております。

また、16ページに改めて平成30年5月1日から平成33

年4月30日までを半澤委員を推薦させていただこうと考えており、今回協議させていただきたいというふうに思っています。

以上です。

柴田教育長：教育委員会から民生委員推薦会の委員さんをとということで、市長のほうから依頼がきてまして、笠置委員が委員されておられたんですけども、御退任されたということで、残りの任期を藤井委員、新たな任期を半澤委員でお願いしたいということです。いかがでしょうか。半澤委員よろしいですね。

それでは、笠置委員の後任として藤井委員、平成30年5月1日から33年4月30日までを任期とする委員としては半澤委員を推薦することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。じゃあ、また今後1つよろしく願いいたします。

7 日程第7 報告事項

柴田教育長：それでは、日程の第7です。報告事項に入ります。

まず、本市教育委員会の行政報告ということで、溝辺教育部長、よろしくお願いします。

溝辺教育部長：それでは、教育委員会の行政報告を行います。

平成30年度の教育委員会につきましては、学校教育課、教育総務課、郷育推進課及び文化財課の4課体制で、学校教育と社会教育の分野、文化、スポーツの分野に加え、世界文化遺産関連の業務も所管し、「人が愛し、輝き、つながるまちづくり」を推進してまいりたいと思っています。

本年4月からは、新たに国際交流に関する業務が市長部局から郷育推進課に移管され、国際交流、グローバル人材育成、オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致活動などに取り組む予定です。

現在、市では「まちづくりの経営戦略となる総合計画（マスタープラン）」の策定を進めております。教育委員会としましても、教育力の向上や生涯学習の推進などを組織的、計画的に取り組むことができるように今年度、総合計画の分野別計画である第2期教育総合計画を初め、スポーツ推進計画、生涯学習推進計画、教育情報化の整備方針などを策定しなければなりません。

そして、今年度、新たな三学期制への移行、ふるさと学習副読本の活用を図るとともに道徳や小学校英語も教科化されています。また、インクルーシブ教育の推進、子どもの貧困対策、いじめ、不登校や虐待への対応など、子育て世代への支援の強

化が求められており、教育、福祉、健康、医療の分野での市長部局とのさらなる連携強化、機能充実に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

教育委員会としましては、児童・生徒数の急増や超スマート社会に対応できるための教育環境の整備・充実、地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりの推進、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備、新学習指導要領等への対応、チーム学校の推進と教育の質の向上、世界文化遺産の構成資産である新原・奴山古墳群の保存管理及び公開活用、オリパラ活動の推進など、緊急対応領域の課題が山積しておりますが、チーム一丸となってこれらの解決に取り組み、あるいは、解決の目処をつけるなど、将来にわたってよい影響をもたらすよう、一生懸命、職務に励みたいというように考えております。

それでは、19ページをごらんください。

本年度からの新規事業、取り組みについて課別、施策別、年度別に記載しております表でございます。

まず、平成30年度から一応5年間に分けているんですが、主に30年度、日常業務に加えての新規事業をここに掲載してるところです。教育方針等の策定につきましては、先ほど申しましたように教育情報化の整備方針の策定、通学区域審議会の設置、基本方針の策定、業務改善方針・計画の策定。これは働き方改革です。それから特色ある教育活動の推進（特認制度、特区）です。

新学習指導要領等への対応としましては、小学校英語の推進、ALTの増員、これは3名から6名に増員しております。特別の教科、道徳の全面実施。教科書採択、先ほどの中学校道徳です。新たな三学期制の導入、福教大との連携事業、カリキュラム・マネジメント力養成講座の開催、世界遺産学習やふるさと歴史学習の充実があります。

地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりの推進としまして、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりの推進。先ほどもありました地域学校協働活動支援員（地域コーディネーター）の配置、それから地域学校連携協働本部の構築などに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

教育環境の充実としまして、児童・生徒への安全対策、防犯カメラの設置、中学校の楽器整備、児童・生徒数の増加に伴う環境整備に取り組めます。

学力向上・課題対応につきましては、少人数教育等の推進、これは非常勤の講師等の配置。小学校3名、中学校3名の計6名を配置する予定でございます。特別支援教育支援員の充実。これは15名から19名に増員を図っておるところでございます。

働き方改革につきましては、チーム学校の推進。ＩＣＴ支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員など専門スタッフ配置充実に努めてまいりたいというふうに思ってます。それから、教職員の勤務時間の把握。業務改善の取り組みの推進、研修の適正化、学校給食の公会計化及び学校徴収金の徴収・管理の調査研究に今年度は取り組み、来年度からの実施に向けて研究を進めてまいりたいというふうに思ってます。

教育総務課につきましては、教育方針等の策定の中で、第２期の教育総合計画の策定。これは市のマスタープランと並行して取り組んでまいります。

教育施設の整備、これは喫緊の課題でございますが、神小の特別支援学級の整備工事、福小教室棟改築工事、南小管理棟改修工事、津屋崎小リース校舎の増築、福中改築の実施設計に取り組めます。

郷育推進課におきましては、教育方針等の策定として、スポーツ推進計画の策定と生涯学習推進計画の策定に取り組めます。

地域全体で子どもの成長を支える仕組みづくりとしましては、先ほどの学校教育課と同じような形で連携して取り組んでまいりたいというふうに思っています。

新たな分野として国際交流の推進、オリンピック・パラリンピックの方針・計画決定、キャンプ地誘致活動、キャンプ受け入れ、ホストタウン登録などに取り組んでまいりたいと思っています。

教育施設の整備につきましては、文化会館の改修事業として、防火設備・舞台設備等の改修がございます。それから中央公民館調理室の再整備並びに体育センターの改修事業に取り組んでまいりたいと思っています。

文化財課につきましては、世界遺産の推進。特に新原・奴山古墳群の保存管理と公開活用では、国指定史跡の公有化、古墳群の調査及び修復事業、世界遺産の情報発信、ガイダンス施設・構成資産間の交通対策、こういった部分に取り組んでまいります。

その他のものとしたしましては、公立幼稚園の見直し（魅力化プロジェクト）、わかたけ広場の活用、中央公民館と文化会館の機能見直し、宮司公民館の今後の方向性、適応指導教室の移設、ＥＳＤ教育、ＳＤＧｓへの対応などに取り組むとともに、調査研究を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

それから、次に４点ほど報告いたします。

１点目は、平成３０年度児童・生徒数でございます。まず、

4月11日、基準日現在の児童・生徒数は、小学校の児童数3,969名、中学校の生徒数1,571名、計5,540名となっています。昨年4月12日においては、小学校の児童数が3,710名、中学校の生徒数1,530名、合計5,240名であったのに比べて、児童数で259名、7.0%、生徒数で41名、2.7%、計300名、5.4%の増加となっています。最大規模の学校につきましては、福間南小学校で1,269名。通常学校36クラス、特別支援学級5クラス、計41クラスで、昨年に比べ142名増加しています。そのうち、新1年生は257名、学級数は8クラスで、昨年の6年生135名4クラスに比べて122名、4クラス増加となっています。概ね1年生の増加と6年生の増減でその増加となっている状況です。なお、最小規模は勝浦小学校の83名、通常学級6クラスでございます。そのうち、特認の子どもたちは46名、55.4%となっています。

2点目は教職員数につきましてでございます。平成30年度の教職員の配当定数表一覧表をごらんください。

小学校は216名の定数に対し29名が欠員で充足率は86.6%。それから中学校は104名の定員に対し16名の欠員で充足率は84.6%です。全体では320名の定数に対し45名の欠員、充足率は85.9%で、昨年の81.8%に比べて4.1ポイントほど改善が図れています。

3点目は世界遺産登録銘板について報告させていただきます。

4月14日の土曜日に世界遺産登録銘板の除幕式を新原・奴山古墳群の視点場（展望所）で行いました。あいにくの雨の中、テントを立てての開催でしたが、県議会議員、市議会議員、観光協会、商工会、郷づくり推進協議会など来賓の方々、市長をはじめ副市長、教育長、校長、小・中学生19名の参加など、主催者側の出席者、そして保護者や観光ボランティアの方々など総勢約100名以上の方が参加され、成功裡に終わることができました。小・中学生が開式の辞、除幕式、古墳群の説明、閉式の辞に携わったことで、世界の宝となった、新原・奴山古墳群を市を挙げて守り伝え、次世代に継承していくという気運醸成につながったものと考えます。

4点目は、平成30年度の教育委員会関係予算の対前年度比較についてでございます。教育委員会における予算が伴う事務事業については、昨年度と今年度の年度間の比較を行っています。これは紙面での報告にいたしますので、後ほどごらんください。こちらの一覧表です。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

柴田教育長：本教育委員会が取り組んでます教育施策についてです。委員の方々に教育委員会活動の全貌を把握していただいて、そしてま

た適宜アドバイス、指導、助言をいただきたいということで、部長のほうからも説明させていただいたということであり、ボリュームが多い中身でしたので、年間を通してお気づきになられたことを随時お申し出いただければというふうに思っていますし、教育委員会の開催に限らず、お気づきになられたことはいつでも御提言よろしくお願ひしたいなというふうに思っています。よろしいですか。

それでは、教育長の動静報告ということで、前回委員会から昨日までの私の大体の動きについてA4で1枚半、紙面で報告させていただきます。

それでは諸報告ということで、まずは管内教育長会からの報告について、森指導主事お願いします。

森指導主事：4月18日に行われました管内教育長会での資料について報告をさせていただきます。

資料2-1につきましては、管内福岡教育事務所の学校教育の重点課題になっております。確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成ということで3本柱となっております。特別支援教育の充実、信頼される学校づくりの充実という形で重点課題を挙げてあります。市町教育委員会とのパートナーシップを充実させるということを伺っておりますので、しっかりと福津市も教育事務所とパートナーシップをとりながら充実を図っていきたいと考えております。

2枚目が社会教育の重点課題になっております。地域学校協働活動による社会全体の教育力の向上及び地域づくりの推進ということで挙げられておりますのでごらんいただければと思います。

3枚目になりますが、人権教育の重点課題になっております。本年度、学校支援の2のところ丸の2つ目に「あおぞら2」のことが書いてありますが、昨年度末に「あおぞら2」が全ての学校に配付されております。これにつきましては、LGBT等、今日的な課題に対する資料等が入っておりますので、これを活用した人権教育についても学校を支援していきたいと考えております。

次のページですが、管内、人権教育の委嘱事業になっております。大きくかかわるのが2番目の文部科学省指定でございます。人権教育研究推進事業、人権教育研究指定校事業1年次になりますが、これにつきましては、福岡小学校が平成30年度から委嘱を受けております。学校教育の中で人権教育に関する指導方法等の改善及び充実等の研究を今後深めていきたいと思っております。これにつきましては、研究した内容について、福津市内の各学校にも広めていきたいと考えております。

以上が管内教育事務所の重点課題でございました。

次、資料5になりますが、これは平成25年の10月4日に

提示されたものの再提案でございます。教職員の事故報告について再度確認ということで挙げております。教職員の事故の報告については、速やかに市教育委員会のほうに報告をするということになっておりますので、これについては各学校のほうにまた周知徹底を図っているところでございます。

また、あわせて県教育委員会の懲戒処分の指針というものをらせていただいております。これにつきましては、各学校にも配付をしてしっかりと、この懲戒処分については全職員に周知をしていただくようにしております。後でお読みいただければと思っております。

次、資料15にあります、これにつきましても、平成28年4月19日に通知があっております再提案でございます。学校における差別落書き等に関する指導及び教職員への周知についてでございます。これにつきましても、各学校で差別落書き等を発見したら必ず市町教育委員会のほうに速やかに報告をするということにしております。学校のほうから、学校だけではなくて周りの公園等で見つけた場合はどうするのかという質問がありましたので、その場合も速やかに市教育委員会のほうに報告をいただくということにしており、学校と一緒に対応をしていきたいと考えております。差別落書き対応要領等についても各学校に配付をして確認をさせていただいているところでございます。

では、最後になりますが、福岡県全体で共通に取り組む学力向上方策、右上に資料1と書いてるものがございますが、これにつきまして報告をさせていただきます。

下の枠囲みですが、県全体で共通に取り組む学力向上方策が4教育長会で確認をされております。

1つ目は、高・大入試改革の動向とつないだ定期考査の問題及び日常授業の改善をしていくということを確認をされております。

2つ目は、生徒による授業評価を生かした検証改善体制の確立だということとなっております。生徒に学期末などでしっかりと授業評価をさせて、それを授業改善に生かしていくということを共通理解をされています。

また、最後に書くことを大事にした学習活動の積み上げを一層充実させるということで伺っておりますので、これについては、市内の各学校に学力向上の方策として周知徹底をしていきたいと考えております。

資料2から資料3につきましては、県の学力向上推進にかかわる事業についてでございます。

資料3に当たる分の下から2番目の学力向上推進拠点校指定事業でございますが、これにつきましては、福岡県立高等学校はこの指定を受けて2年目の研究に今年度当たっております。10

月30日が中間報告の日になっておりますので、また改めて教育委員さんの皆様にはお知らせをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、教育事務所の本年度新しい事業でございます。中学校の授業改善が課題だということで、本年度、教科指導コンサルティング講座ということで、今年度は国語科と算数科を中心にこの講座を行っていくということでございますので、お知らせをしておきます。

以上、4月18日の管内教育長会の報告でございます。

柴田教育長：ありがとうございました。

この資料は手元にありますので、随時ごらんになりながら、また訪問等のときに御参考にしていただければと思いますし、お気づきになられたときは、本委員会のほうにお問い合わせと、あるいは御助言等よろしくお願いいたしますと思っています。

それ以外お聞きになりたいことはございますか。いいですか。

それでは、生徒指導上の諸問題等について、報告をお願いします。

森指導主事：資料23ページでございます。平成29年度の生徒指導上の諸問題について御報告をさせていただきます。

2番目になりますが、いじめについてです。小学校の認知件数については、年々増加している傾向ですが、まだ全国、福岡県に比べては少ない状況でございます。いじめの正確な認知、また報告についての教職員共通理解の研修等の充実に努めていきたいと考えております。平成29年度の福岡県全体については、まだ調査の報告があっておりませんので、空欄にさせていただいております。

続いて中学校です。中学校につきましても、認知件数は平成29年度、28年度に比べて急増しております。ただ、いじめの認知件数につきましては、各学校で大きな差がまだある状況ですので、しっかり小学校とともに正確な認知、報告についての共通理解の場をもちたいというふうに考えております。中学校については、生徒間のトラブル等に教職員の目が届いて確実な報告がなされてきているという状況でございます。

24ページ、裏面でございます。不登校、不登校につきましては、小学校、全国、福岡県と同レベルまで減少してきている状態です。これにつきましては、欠席理由を精査して、不登校と不登校に該当しない児童数を明確にしたことも一因だと考えております。また、関係機関との連携による支援体制をさらなる充実に努めていきたいと考えております。

中学校につきましては、平成29年度急増していますが、これについては、平成28年度の小学校6年生が多かったため、中学校1年生に上がったので、小学校が下がって中学校が上

がっている状況になっております。ですので、全体的な数としては、中学校が多くなって見えますが、小学校6年生が中学校になっている分が入っているという形になります。1年生の不登校の割合が20.9%だったのが37.1%、急増している状況でございます。中1ギャップ解消のための小・中連携等さらに深めていきたいと考えております。

最後に不登校の解消率ですが、解消率については上がってきている状況でございます。これにつきましては、各機関との連携を密にしたことで解消率が高くなってきているのではないかとこのように考えております。本年度もしっかりと各関係機関との連携をとりながら進めていきたいと思っております。

25ページは先ほど部長の報告の中にもありましたが、児童・生徒数の増減でございます。一番右側に平成29年度と比較をしております。昨年度よりも減っている学校が小学校3校になっております。中学校は1校です。児童・生徒数が減っている状況でございます。

以上、生徒指導上の諸問題について報告させていただきました。

以上でございます。

柴田教育長：ありがとうございます。

年度始まったばかりで今から課題に取り組む時間、動きはあると思いますけども、昨年度末の集計をもとにして説明させていただきました。

お聞きになりたいことありましたらどうぞ。

下山委員：不登校の中学校の中で、今年卒業した3年生の進路状況っていうのはわかりますか。

森指導主事：不登校の子たちの進路は全て決まっているということで伺っております。

半澤委員：このいじめの件数が、中学校28年から29年よりも、ものすごく増えてるんですけども、これは特定の学校でふえたということですか、それとも全体的に平均してふえているということですか。

森指導主事：いじめの認知件数については、文科省もいじめはどの学校にでも起こり得るということで、いじめについての認知をしっかりと先生方にさせていただいたということで増えています。しかし今の段階では、学校の格差があり、たくさん報告が上がっている学校と、まだ少ない学校がありますので、いじめの認知については、また共通理解を図っていききたいと思っております。今の文科省のいじめの認知でいきますと、嫌な気持ちになればいじめという形で認知をするという形になりますので、これでいくともっと上がってもいいのかなというふうには考えております。早くその目を教職員が見つけて早く対応をするということがこれから大事になってきますので、そういう形で学校のほうにも支援をしていき

たいというふうに考えております。

柴田教育長：いじめの定義について、幅が広がったといいますか。少しでも苦痛を感じた、嫌な思いをしたというのもいじめ、というようになってます。かつては長い期間だとか、ある一定の期間苦痛を感じたというときにいじめだといっていたのですが、今はもう瞬間なんです。もう嫌な思いしたとか、怖い思いしたといったら、その行為はいじめと。だから、そういったことで少し件数が厳密に調べると増えますね。この被害者といいますか、受けた側の論理なんです。つまり、セクハラ、パワハラと似ているともいえます。

ほかにいいですか。

8 日程第8 その他

柴田教育長：それでは、日程第8、その他ということで、今後のスケジュールについて、笹田係長の方からお願いします。

笹田係長：資料の26ページに今日以降のスケジュールを載せております。教育委員の皆様にかかわる部分を述べさせていただきます。

本日、4月24日午後に古賀高等学校組合の教育委員会がございます。藤井委員と教育長の参加をお願いいたします。

4月25日、管内教科用図書調査研究協議会、福岡教育事務所で下山委員の出席をお願いいたします。

5月15日、管内教科用図書調査権協議会、こちらも下山の委員の参加をお願いいたします。

同日なんですけれども、福岡県市町村教育委員会女性教育委員研修会総会と研修会ということで、こちらは社会教育総合センターの大研修室でございます。藤井委員と半澤委員の参加をお願いいたします。

続きまして、5月19日に市内の中学校体育祭、そして5月26日に勝浦小学校以外の小学校の運動会が予定されております。各学校から案内文書が届きましたら皆様にまた配付いたします。御都合がございましたら、どちらかの学校に参加をお願いいたします。

そして、5月28日が次回の定例教育委員会を予定しております。

以上です。

柴田教育長：ありがとうございます。あと何か委員さんの中で、訂正、追加等ありませんか。

それでは、引き続き、定期学校訪問等について、森指導主事のほうから。

森指導主事：本年度の定期学校・園訪問の日程が各学校と調整をして決定しましたので、よろしくをお願いいたします。

本年度、福間東中学校を除く全ての9小学校・中学校と1園に伺いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間帯は、午前9時から12時ぐらいを予定しておりますが、各学校とまた事前に調整を、日程の調整をしまして、教育委員さんのほうには改めて御連絡をさせていただきたいと思っております。

一番最初が神興幼稚園の7月11日になります。

なお、福間東中学校は先ほど述べましたように、学力向上推進拠点校事業中間報告会を本年度の定期学校訪問と兼ねたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

定期学校訪問の日程でございました。

それでは、最後に笹田係長お願いします。

笹田係長：次回の教育委員会の日程につきまして、再度御案内いたします。

5月28日、月曜日の午前9時半から。会場はこちらの同じ市役所別館の大ホールで予定しております。

日程につきましては以上です。

柴田教育長：ありがとうございました。

ほかに各課からはよろしいですか。何か。

9 日程第9 閉会の宣言

柴田教育長：それでは、以上で本日予定されてました議事日程は全て終了しました。

第4回福津市教育委員会定例会を閉会いたしたいと思えます。

どうもありがとうございました。